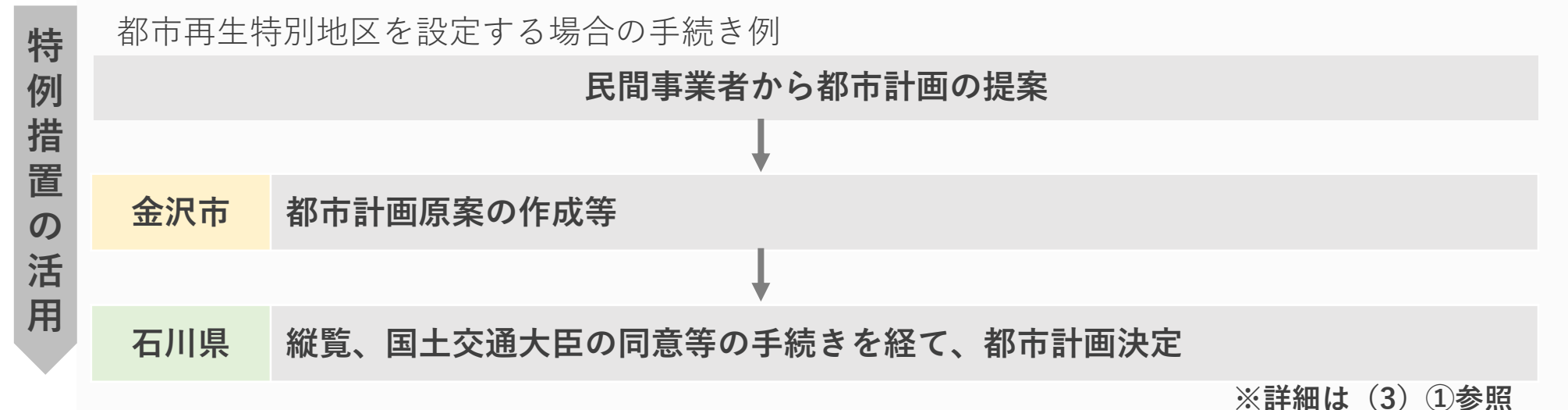
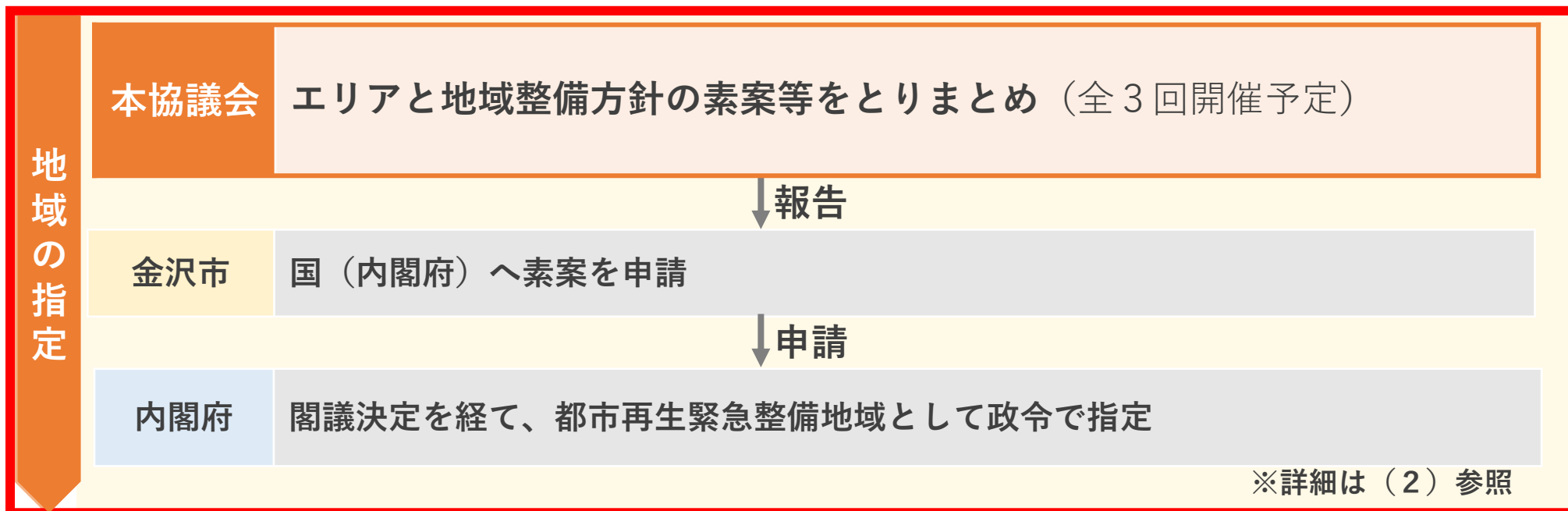


都市再生特別措置法の活用の流れ

(1) 全体のおおまかな流れ



(2) 都市再生緊急整備地域の指定までの流れ

本協議会

都心軸の現状と課題を踏まえ、
国の指定基準※に基づき、エリアと地域整備方針の素案等を取りまとめ

- ・ 第1回（前回） 都心軸の現状と課題について議論
- ・ 第2回（今回） エリアと地域整備方針の素案について議論
- ・ 第3回 素案のとりまとめ
- ・ 金沢市へ報告

※指定基準については、資料4参照（内閣府より説明）

金沢市

- ・ 国（内閣府）へ素案を申請

内閣府

- ・ 素案を基に、有識者会議での意見を踏まえ案を作成
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 閣議決定を経て、都市再生緊急整備地域として政令で指定

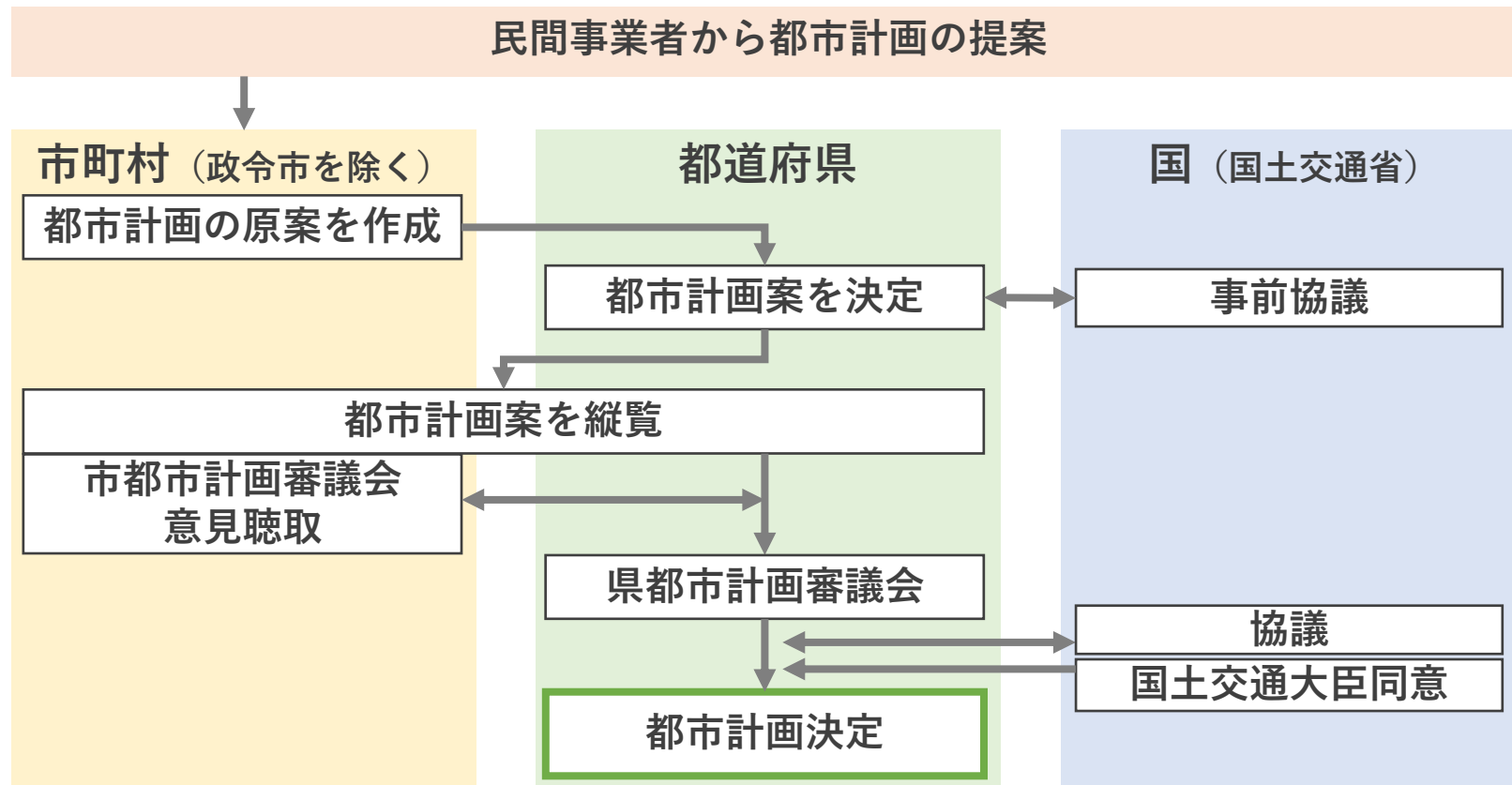
指定を受けた都市再生緊急整備地域において、
地域整備方針に沿う民間開発等を促進する様々な特例措置が活用可能

(3) 地域指定後に活用可能な主な特例措置

① 都市再生特別地区

既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず、自由度の高い計画が可能（容積率制限の緩和等）

都市再生特別地区に係る法令上の主な手続き例（市町村が民間事業者からの提案を受ける場合）



② 認定民間都市再生事業への支援

民間都市再生事業計画（国土交通大臣認定）について、
 税制支援（所得税、法人税、不動産取得税等）、金融支援（民間都市開発推進機構からの融資）